

令和6年7月24日

【件名】

【注意喚起】 邦人被害：住居侵入窃盗被害事案の発生

【ポイント】

- ・ アディスアベバ市内において、邦人住居への侵入窃盗被害事案が発生。
- ・ 住居への防犯対策を講じることで被害防止に努めて下さい。
- ・ 外出の際、貴重品等はなるべく住居内に残さないでください。帰宅後の玄関扉、窓等の施錠確認を実施してください。
- ・ 住居選定の際は、警備員の配置や防犯カメラの設置状況、部外者の出入りの困難等を判断基準に。
- ・ 犯罪被害に遭ったときは、すぐに在エチオピア日本大使館への連絡をお願いします。

【本文】

1 アディスアベバ市内において、以下のとおり、邦人住居への侵入窃盗被害事案が発生しました。

(1) 発生日時

7月24日（水）午前5時50分ころ

(2) 場所

ボレ地区、集合住宅の1室

(3) 事案の概要

被害者は玄関扉を施錠の上、就寝中であつたが、午前5時50分頃、寝室の部屋の照明が急に点灯し、目が覚めたため侵入者を視認。被害者が声をあげると、すぐに同侵入者は走って立ち去り、階段から逃走。玄関扉（施錠済み）には壊された痕跡等はなく、ピッキング等で解錠された可能性が高い。室内は特に荒らされた痕跡はなく、ブル現金及び時計等が窃取されていた。

その後、集合住宅の警備員が防犯カメラ等を確認し、同容疑者が数時間後に同住宅を歩いていることが発見され、身柄を確保された。

2 住居の防犯対策について

(1) 住居侵入に遭わないために、

ア 玄関ドアへの防犯カメラの設置

イ 防犯カメラステッカーの貼付

ウ 鍵の二重設置、及び鉄格子の設置

といった対策が有効といわれています（犯罪の実行を躊躇させる）。

(2) 貴重品等は、なるべく住居内に置いたまま外出しないようにしましょう（勤務先の施

錠可能な場所等、最も安全な場所で保管)。

(3) 住居選定の際には、集合住宅出入り口の警備員の配置、及び、防犯カメラの設置状況、部外者の出入りが容易かどうか(出入り口が複数、またグランドフロア等に店舗等が入居していると部外者が入りやすい)、エレベーター内や各フロアへの防犯カメラの設置状況等を確認、勘案して選定することをお勧めします。

(4) 一部の集合住宅では、玄関ドア枠の作りが脆弱な場合があります。玄関ドア枠が弱いとドアを蹴破るなどして侵入することができるので、上記(3)同様、住居選定時に確認してください。

3 万が一、犯罪の被害に遭われた場合には、すぐに下記連絡先までご連絡願います。

以上